

大洲市部活動地域展開推進計画

学びと成長の居場所づくり
～子供たちの挑戦を支えるおおずの力～

大洲市教育委員会

令和6年3月作成

令和8年3月改定

目次

はじめに	1
I 推進計画策定の背景	
1 国の動向	2
2 愛媛県の動向	2
3 本市の中学校部活動を取り巻く現状	3
(1) 中学校数及び生徒数	3
(2) 部員数及び設置部数	5
(3) 教師の働き方と学校の改革	6
II 推進計画の基本的な考え方	
1 策定趣旨	7
2 位置付け	7
3 計画期間	7
4 本市の部活動地域展開に係る取組の経過	7
(1) 実証事業の実施	7
(2) 大洲市地域部活動推進協議会等による協議・検討	8
5 推進計画の見直しと更新	8
III 大洲市における部活動地域展開の在り方(目指す姿)	
1 目標	9
2 基本方針	9
(1) 基本的な方向性	9
(2) 具体的な時期・取組	9
3 今後の運営体制	11
4 地域展開のスケジュール(ロードマップ)	12
IV 大洲市の地域クラブ活動方針	
1 運営団体・実施主体	13
2 地域クラブ活動認定制度	13
(1) 定義	13
(2) 認定要件	13
(3) 認定手続き等	13
(4) 大洲市が認定する地域クラブの種目	14
3 指導者	14
(1) 指導者の資質向上	14
(2) 指導者の確保・人材バンクの構築	14
(3) 教職員の兼職兼業	14
4 活動内容	14
5 活動場所	14
(1) 活動場所の確保	14
(2) 活動場所への移動手段	15
6 会費と保護者の負担軽減	15
7 適切な保険への加入	15
8 学校との連携	15
別紙 ロードマップ	16

はじめに

これまで学校部活動は、教育課程との関連を図りつつ、学校教育の一環として行われ、スポーツ、文化芸術等の幅広い活動機会を得られるとともに、生徒の自主的、主体的な参加による活動を通じて、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築、達成感の獲得、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するとともに、自主性の育成にも寄与しており、人間形成の場として大きな役割を担ってきました。

一方、深刻な少子化のため児童生徒数の減少が加速しており、部活動は廃部や休部、活動の縮小に追い込まれることが想定され、生徒たちのやりたい部活動が無くなったり、団体競技においては部員不足で大会等に出場することができなくなったりするなど、特に持続可能性という面で厳しさを増している状況です。

そこで、大洲市では、地域や各学校の実情に合った部活動の在り方について具体的に検討を進め、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するための体制づくりを進めていくものです。

I 推進計画策定の背景

1 国の動向

国は、学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い機会を保障するため、有識者による検討会議提言を踏まえ、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定しました。また、令和5年度から3年間で「改革推進期間」と位置付け、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の推進とともに、学校部活動の地域連携及び地域クラブ活動への移行に向けた取組方針や対応に関する国の考えを明確にしました。

その後、令和7年5月に取りまとめられた「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終報告においては、取組の趣旨を的確にするため、「地域移行」を「地域展開」へと改めるとともに、地域クラブ活動の在り方等や推進体制の方向性が示されました。

これを踏まえ、令和8年度から令和13年度までの6年間(前期R8～10年度➡中間評価➡後期R11～13年度)を「改革実行期間」とし、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手し、中間評価で検証等を行い、平日の取組方針を定め、更なる改革を推進していくこととしています。

さらに、令和7年12月には、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」が策定され、改革実行期間を見据え、地域クラブ活動の位置付けや運営主体、自治体の役割、指導・安全管理の考え方などが整理・明確化されるなど、部活動の地域展開を全国的に進めるための指針が示されました。

2 愛媛県の動向

愛媛県では、令和5年に「公立中学校の部活動改革に係る愛媛県推進計画」を策定し、取組方針を「できるところから、できるものから」として、地域の実情や関係者の共通理解を踏まえ、段階的に取組を進めてきました。

あわせて、文部科学省が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に則り、生徒にとって望ましい活動環境の構築を基本とし、地域、学校、競技種目等の実情に応じた、多様で最適な実施形態を目指す「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を定め、取組を推進してきました。

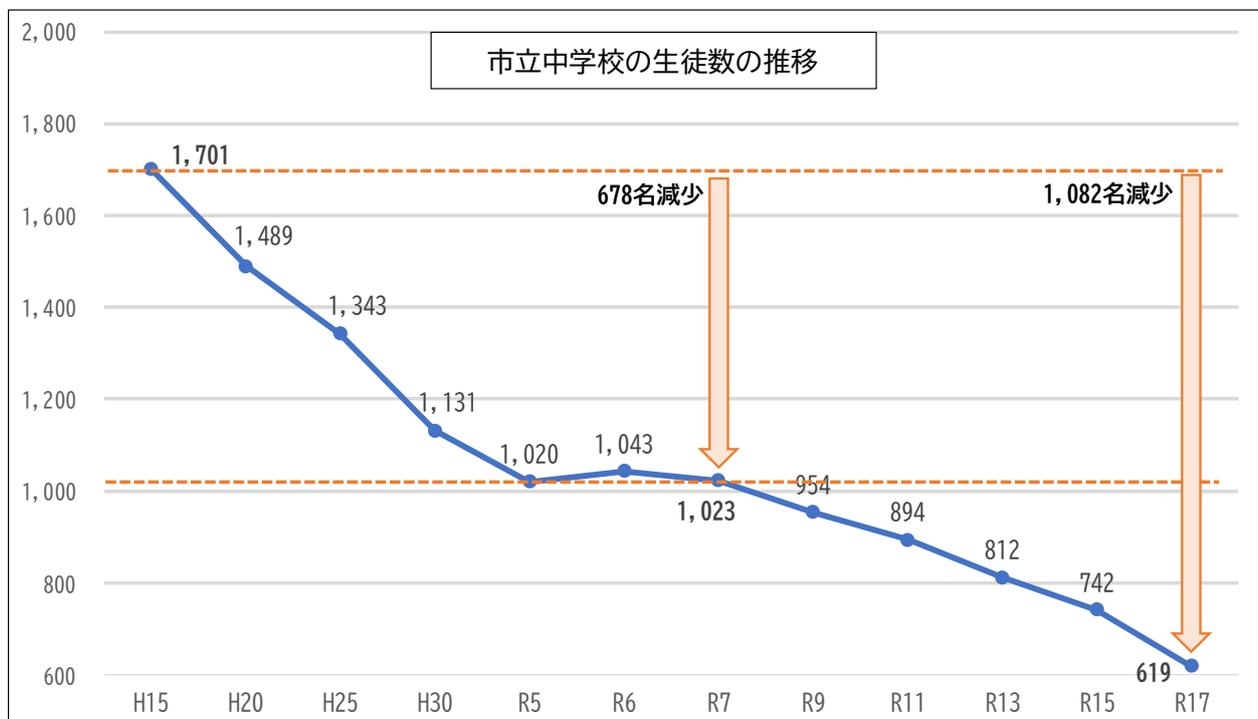
さらに、愛媛県と市町、学校、地域、関係団体、大学、民間企業、保護者が連携する『オールえひめ』体制を構築し、それぞれの強みを生かしながら取組を着実に推進するため、令和8年3月に計画を改定し、「公立中学校の部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する愛媛県推進計画」として、改革実行期間における具体的な取組が明確化されました。

3 本市の中学校部活動を取り巻く現状

(1) 中学校数及び生徒数

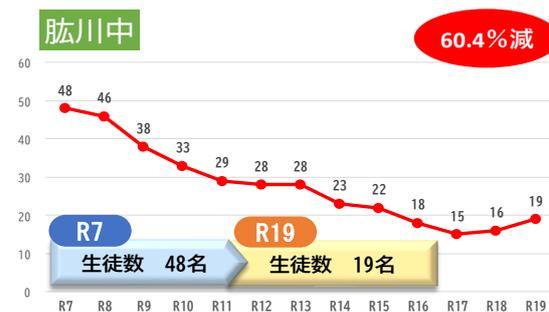
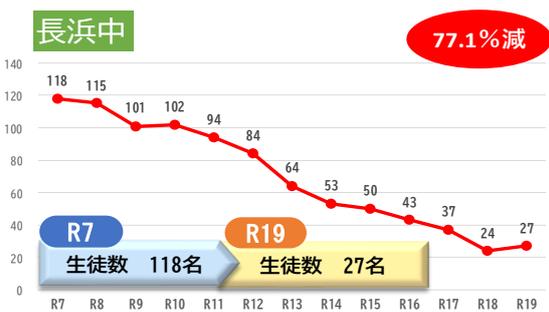
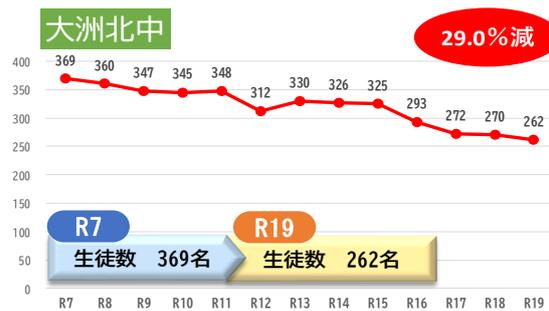
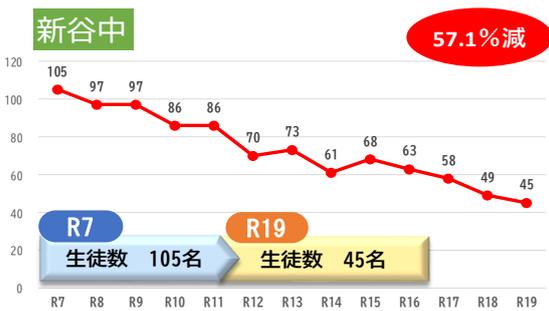
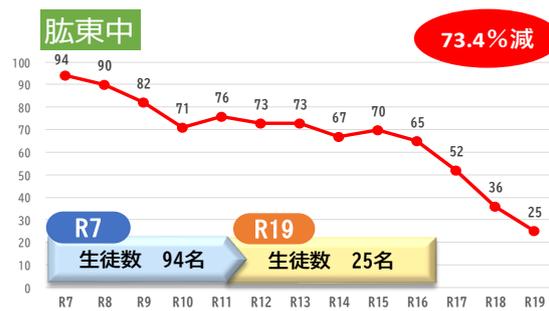
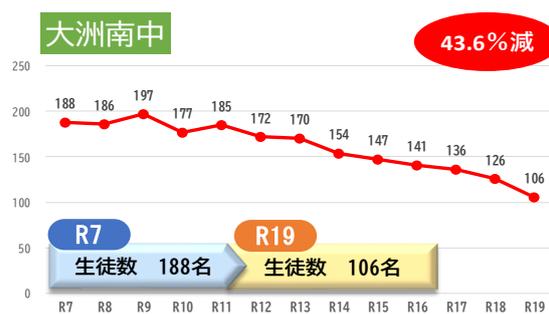
現在、大洲市立中学校は8校あり、令和7年度の生徒数は、1,023名ですが、平成15年度に比べて678名減少しています。また、地区別の年齢別人口等から推計すると、10年後には中学生が現在より404名減少することになり、全国と同様に減少傾向にあることから、従来の部活動数の維持、活動が困難になることが予想されます。

また、少子化の進展により、軟式野球やサッカーなどの団体競技を中心に、一つの学校の部員数では、大会出場に必要な人数に足らず、他校と合同で出場したり、部員数の減少による廃部等によって生徒の選択肢が限定されるなど、生徒がスポーツ・文化芸術活動を十分に親しめる環境とは言い難い状況となっています。



学校別生徒数の推移予想（R7～R19）

令和7年5月1日現在



【今後の学校別生徒数の推移予想】

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度	R19年度	R7→R19 減少率
大洲東中	62	57	55	45	50	38	40	34	29	33	26	21	13	79.0%
大洲南中	188	186	197	177	185	172	170	154	147	141	136	126	106	43.6%
平野中	39	39	37	30	26	30	34	35	31	27	23	20	20	48.7%
肱東中	94	90	82	71	76	73	73	67	70	65	52	36	25	73.4%
新谷中	105	97	97	86	86	70	73	61	68	63	58	49	45	57.1%
大洲北中	369	360	347	345	348	312	330	326	325	293	272	270	262	29.0%
長浜中	118	115	101	102	94	84	64	53	50	43	37	24	27	77.1%
肱川中	48	46	38	33	29	28	28	23	22	18	15	16	19	60.4%
計	1,023	990	954	889	894	807	812	753	742	683	619	562	517	49.5%

(2) 部員数及び設置部数

令和7年度に設置された部活動数は、運動部12種類41部、文化部5種類16部、計17種類57部であり、部活動入部者数(部員数)は、897名、入部率は87.7%となっており、多くの生徒が部活動に参加しています。

一方、団体競技では試合成立に必要な人数を満たさない部活動もあり、複数校による合同チームを一時的に編成したり、文化部の生徒が臨時で参加することで試合を成立させる状況が常態化しています。

また、最も部活動数が多い中学校と少ない中学校では13部活動の差があり、生徒のスポーツ・文化芸術活動機会の格差も大きく、生徒のニーズに応じた競技・分野の確保が難しい状況となっています。

その上、今後は、少子化に伴う学級数の減少により、教員数の減少も見込まれることから、顧問等を配置できない場合には、部活動数の削減を余儀なくされる状況も予想されます。

令和7年度 大洲市学校別部活動 生徒数(1～3年生)

R7.5.1

種目	試合人数	別	大洲南	大洲北	平野	肱東	新谷	大洲東	長浜	肱川	部員合計
バスケットボール	5	男	22	13							35
		女	9	25			18				52
サッカー	11	共		29		13		14	5		61
軟式野球	9	共	25	20	11		19	12	19	5	111
バレーボール	6	女	11	18	11	14			14	10	78
ソフトテニス	6	男	29	36		16				9	90
		女	11	17			18	13	17	6	82
卓球	6	男		12			19		9		40
		女	11	18		8					37
剣道	5	男		6							6
		女		4							4
陸上競技		男		10							10
		女		6							6
水泳競技		男		10							10
		女		5							5
運動部員数			118	229	22	51	74	39	64	30	627
吹奏楽		共	25	20		17	15	7	22		106
美術		共		35							35
コンピューター		共		33							33
園芸		共		5							5
総合文化・生活		共	18	11	11	17		9	15	10	27
文化部員数			43	104	11	34	15	16	37	10	270
合計			161	333	33	85	89	55	101	40	897
入部率			85.6%	90.2%	84.6%	90.4%	84.8%	88.7%	85.6%	83.3%	87.7%

(3) 教師の働き方と学校の改革

長年にわたり部活動は、教師の献身的な指導によって支えられてきましたが、長時間労働の要因であることや、指導経験がない競技や活動の指導にあたることになった場合の教師の負担が多大になっていることから、早急に抜本的な改革が求められています。

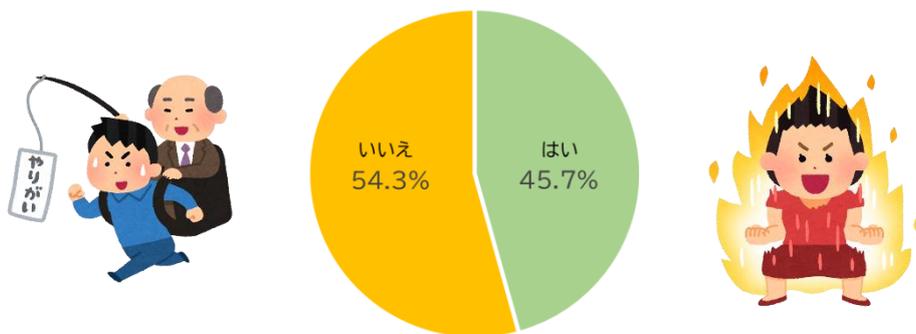
本市では、平成30年8月に「大洲市立中学校に係る部活動の方針」を策定し、練習時間の制限や休養日を設定・順守するなど、生徒と教師がバランスのとれた生活を送るため、短時間で合理的、効果的な部活動を推進し、教師の負担軽減に努めてきました。

一方で、令和6年に小中学校の全教職員を対象に実施したアンケートでは、自分が得意として、希望する競技・分野の部活動を担当できている教職員は45.7%と過半数を下回り、部活動を担当している教職員の85.9%が部活動に対して負担を感じていることが明らかになったことから、更なる取組が求められています。

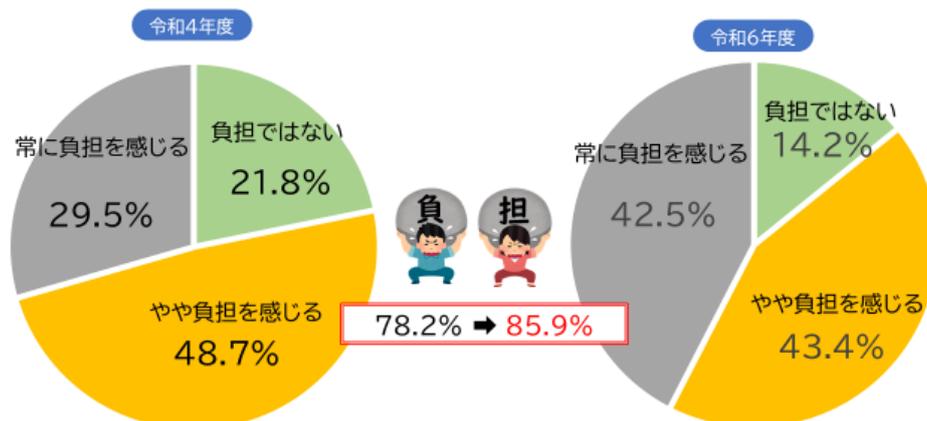
また、中学校の教職員の時間外勤務時間は、小学校教職員に比べて1か月当たり約10時間多くっており、部活動指導の有無がその差になっていると推定されることから、本市では、部活動の地域展開実施の年度末までに、1か月の時間外勤務時間が80時間を超える教職員を「0（ゼロ）」にすることを目標にしています。

※令和6年9月実施「中学校部活動の地域移行」に関するアンケート

「現在、担当している部活動は、自分が得意とし、希望した競技・分野ですか」



「部活動に対して負担を感じますか」



Ⅱ 推進計画の基本的な考え方

1 策定趣旨

本推進計画は、国が位置付けた令和5年度から令和7年度までの「改革推進期間」を計画期間とした「大洲市部活動地域移行推進計画」を引き継ぎ、生徒が、身近でスポーツ・文化芸術活動等に継続して親しむことができる環境づくり、また、居場所づくりを目指し、学校と地域が連携・協働の下、学校部活動の地域展開に向けた総合的・計画的な取組等を進めるために策定するものです。

2 位置付け

本推進計画は、スポーツ庁及び文化庁による「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」や、文部科学省による「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を参考に、スポーツや文化芸術活動等を通じた生徒の健全育成、居場所づくり、多様な活動体験の機会づくりという観点から、中学校部活動の地域展開を進めるための計画として位置付けるものです。

3 計画期間

国は、令和8年度から令和13年度を「改革実行期間」として、休日の地域展開に確実に着手するとともに、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整していく期間と位置付けています。

本推進計画は、この改革実行期間を計画期間として、その間の具体的な取組や今後の展望を示すものです。

4 本市の部活動地域展開に係る取組の経過

(1) 実証事業の実施

本市は、生徒にとって望ましい持続可能な活動体制を構築するため、令和5年度からスポーツ庁の事業に参画し、地域移行の取組を始めました。

令和5年6月29日付け市内校長の総意による「令和5年度実証事業の方向性について（提案）」を受け、カヌー、軟式野球の2競技が決定され実証事業を開始しました。

カヌーについては、部活動地域移行の本来の目的及び本市の地域性を考慮し、休日における中学生のスポーツ活動の新たな受け皿としてクラブを立ち上げ、地域クラブの設立方法、活動経費に関する事など、具体的な方策について検討しました。

軟式野球については、部員数が少なく、十分な練習ができない学校を対象とし、今後の活動の方向性や学校部活動の地域クラブ化への流れについて、問題点の洗い出し、検証を行いました。

令和6年度は、前年度に実証事業を実施した2競技に加え、サッカーにも取り組み、3競技とも市立中学校の全生徒を対象に参加者を募集し、既存の部活動にとらわれず、生徒の選択肢を増やす実証活動を進めました。

カヌーについては、小学校から高校まで一貫して競技を継続できる環境が構築され、地域に根差した「大洲市の地域スポーツ」として定着しつつありました。一方で、学

校部活動からの地域クラブへの移行を目指した軟式野球、サッカーについては、地域クラブを部活動の延長や一部と捉えられるなど、部活動と地域クラブとの役割分担に関する共通認識の醸成が課題となりました。

令和7年度は、広域的な活動が難しい軟式野球の実施をとりやめ、カヌーとサッカーの2競技に取り組み、前年と同様に、市立中学校の全校生徒を対象として参加者を募集し、引き続き実証活動を実施しました。

カヌーについては、これまで地域クラブで活動してきた生徒が国際大会で活躍するなどの成果を上げるとともに、高等学校カヌー部との連携を図るなど、地域クラブとして自立できる仕組みが確立しました。

また、サッカーについては、各学校の顧問教員と地域クラブ指導者が集まり、実証活動の成果や今後の部活動・地域クラブの運営方針について協議・調整を行い、学校部活動を移行する地域クラブ化の先進的なモデルとなる方向性を示すこととなりました。

(2) 大洲市地域部活動推進協議会等による協議・検討

ア 大洲市地域部活動推進協議会

令和5年7月、学識経験者、地域スポーツ団体、学校、保護者等の代表で構成する「大洲市地域部活動推進協議会」（以下「推進協議会」という。）を設立し、国・県の動向を踏まえながら、大洲市の地域展開の方向性について協議を重ねました。

今後も地域展開を進める上で、課題の検討、「大洲市における部活動地域展開の在り方」を協議・検討する場として、定期的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備します。

関係機関	所 属
学識経験者	大学教授等
学校関係	大洲市校長会、大洲市学校体育会、大洲市教育研究所、大洲市PTA連合会
団 体	大洲市スポーツ協会、大洲市スポーツ少年団、おおずスポーツクラブ
行政関係	大洲市スポーツ推進委員会、大洲市教育委員会
その他	大洲市教育委員会が必要と認める団体

イ 地域部活動検討班会

推進協議会が実施する調査及び検討を円滑に推進するため、検討班会で協議・検討を行います。

5 推進計画の見直しと更新

本推進計画は、国のガイドライン及び愛媛県の公立中学校の部活動改革に係る愛媛県推進計画(以下「ガイドライン等」という。)を踏まえて、本市における部活動の地域展開を推進するための計画として策定するものです。今後、これらのガイドライン等が変更された場合は、必要に応じて見直しを行います。

Ⅲ 大洲市における部活動地域展開の在り方（目指す姿）

現状やこれまでの部活動地域展開に関する取組経過を踏まえて、本市では次の目標及び基本方針により進めていきます。

1 目標

「学びと成長の居場所づくり～子供たちの挑戦を支えるおおずの力～」

将来にわたって大洲市の全ての子供たちが、健やかな心身と豊かな感性を育む『居場所(基盤)』を、地域が一体となって確保・充実していきます。

2 基本方針

(1) 基本的な方向性

教育委員会は、「地域の子供たちは学校を含めた地域で育てる」という理念の下、将来にわたって生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会の確保・充実を図ります。また、学校部活動の教育的意義を十分に継承・発展させることができる体制を、地域、学校、保護者、関係団体などと連携して構築し、生徒の気持ちに寄り添いながら、部活動指導員の活用などの地域連携も含め、本市の実情に即した「部活動の地域展開の在り方」を具体的に推進します。

ア 受け皿の整備

学校部活動の教育的意義を継承・発展させる役割を担う地域クラブについて、その管理運営体制を構築するとともに、受け皿となり得る地域クラブの認定制度の創設や地域クラブの設立・運営などに対する支援を行います。

イ 指導者の確保

指導が可能な人材については、部活動指導員等を積極的に活用するとともに、希望する教職員については兼職兼業による参画を認め、愛媛県や各スポーツ・文化芸術団体等と連携して広域的に発掘し、人材バンク等の設立・運営により確保・育成します。

ウ 施設・財政支援

地域クラブにおける、大会等への派遣費用、学校施設等の優先利用、施設使用料や夜間照明使用料の減免、学校部活動で使用している用具の継続使用などの支援策を検討します。

エ 保護者負担

保護者の送迎や経済的負担の軽減などの支援策について検討します。

オ 周知・説明

国・愛媛県の動向、本市の取組、進捗状況等について、学校、児童・生徒及び保護者、地域、各スポーツ・文化芸術団体等へ広報、各種説明会、ホームページ等で周知を積極的に行います。

(2) 具体的な時期・取組

教育委員会は、休日・平日を問わず、体制等の準備が整った部活動から地域展開を順次進めるとともに、令和10年度の夏に休日の学校部活動を完全に終了することとし、円滑な地域展開に必要な体制の整備を進めます。

また、平日の学校部活動の終了については、令和12年度の夏を目標とし、地域ク

ラブの拡充や持続化・安定化に向けた改革を推進します。

ア 認定地域クラブのサポート体制の構築

地域クラブの拡大を推進するため、総合型地域スポーツクラブ「おおずスポーツクラブ」等の体制強化を支援し、連携して、学校部活動移行型の地域クラブや指導者、ボランティア等の人材バンクの創設を進めるとともに、地域から立ち上げられた地域クラブに対する支援策等についても協議・検討を進めます。

また、地域クラブの創設・運営相談、広報活動支援、指導者等の人材バンク運営、資格取得支援などを行うための体制づくりを検討します。

イ 生徒の健全育成と多様な活動機会の保障

生徒の健全育成や居場所づくりを推進するとともに、多様な活動体験の機会を確保するため、学校や生徒が主体的に企画・参加できる放課後活動の充実や、多様なスポーツ・文化芸術等の幅広い分野における体験機会の創出・拡大について検討します。

ウ 完全移行

運動部、文化部にかかわらず、令和 10 年度の夏に休日の学校部活動を終了し、また、平日の学校部活動についても令和 12 年度の 2 学期前までを目標として終了し、学校部活動の完全な地域展開を目指します。

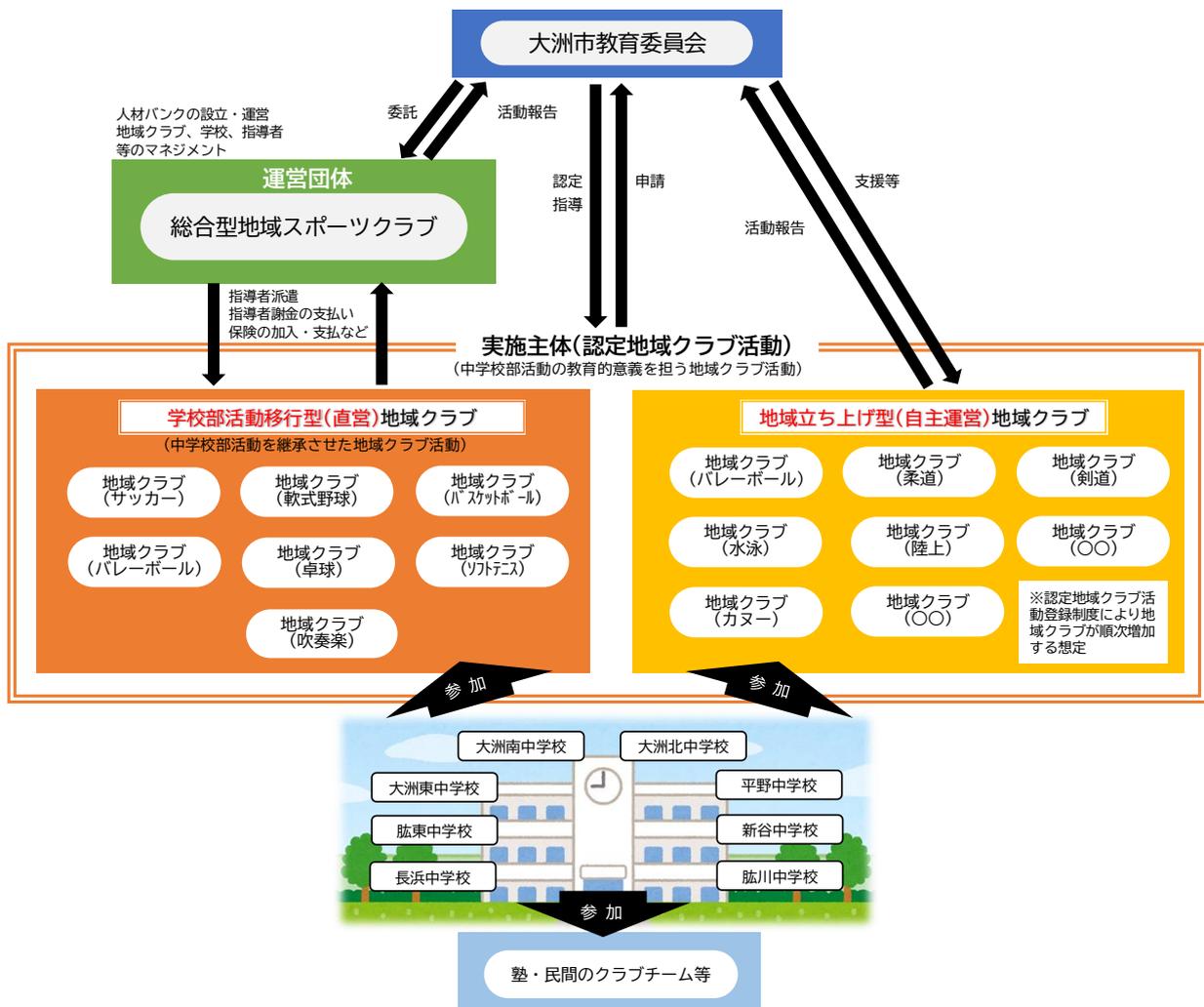
なお、休日、平日の移行期においては、生徒・保護者の心身の安定や不安軽減を図るため、希望する教職員の兼職兼業による支援体制の整備を検討し、教職員と地域クラブの指導者が協働して指導に当たる体制を整え、その教職員が地域と教育現場の橋渡しとして機能を担います。

3 今後の運営体制

総合型地域スポーツクラブを運営団体とする中学校部活動を継承させた地域クラブ『学校部活動移行型』と、地域から立ち上げられた地域クラブ『地域立ち上げ型』を実施主体と位置付けます。大洲市教育委員会、総合型地域スポーツクラブ、中学校、地域クラブなどの関係団体が相互に連携・協働しながら、地域全体で子供たちのスポーツ活動を支える仕組みを構築し、学校部活動の教育的意義を地域において継承・発展させる環境を整備します。

総合型地域スポーツクラブを軸としてこれらの運営体制を整備していくためには、マネジメント力を持つ人材の育成や総合型地域スポーツクラブの運営支援が必要になっていきます。

【運営体制イメージ図】



4 地域展開のスケジュール(ロードマップ)

全中学校において、令和10年夏までで休日の部活動を、令和12年夏を目標として平日の部活動を終了することとし、生徒は、順次、地域クラブ等で活動し、多様な種目等からスポーツ・文化芸術活動を主体的に選択できるようになります。

休日の部活動終了から、平日の部活動終了までの期間をできるだけ短くすることで、指導者の違い等による生徒の心理的負担の軽減を図ります。

令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ●ロードマップの作成・公表 ●地域展開推進計画の見直し・更新 ●実証事業の実施
令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ●地域クラブ認定制度の構築 ●地域展開推進計画の策定・公表 ●地域クラブ活動の方針の作成 ●地域クラブ活動の運営団体への支援策を検討 ●人材バンクの設置・運営 ●地域指導者の確保、地域クラブ団体の発掘、確保 ●施設(学校、スポーツ施設、文化施設)利用のルール設定 ●受益者負担、移動手段の検討 ●大会参加の検討、関係団体等との調整 ●部活動移行型地域クラブの創設(順次) ●部活動指導員等の活用 ●拠点校方式の研究
令和9年度	<ul style="list-style-type: none"> ●部活動移行型地域クラブの創設(順次) ●認定地域クラブの募集、認定、周知
令和10年度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和10年夏までで全中学校で休日の部活動を終了し、地域クラブ活動を実施 ●地域展開の検証 ●平日も含め一体的に活動することが望ましい競技・分野について、積極的な地域展開を実施
令和11年度	<ul style="list-style-type: none"> ●地域展開の検証 ●平日の部活動の地域展開に係る推進計画の協議・検討、見直し
令和12年度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和12年夏を目標として全中学校で休日の部活動を終了し、地域クラブ活動を実施
令和13年度	<ul style="list-style-type: none"> ●地域展開の検証

※別紙 大洲市部活動改革ロードマップのとおり

IV 大洲市の地域クラブ活動方針

地域クラブ活動については、国のガイドライン、愛媛県の実地クラブ活動の在り方等に関する方針等を参考に、大洲市としての基本的な考えを示すとともに、本推進計画とは別に地域クラブ活動の在り方等に関する方針を作成し、随時改定等を行います。

1 運営団体・実施主体

本市は、関係団体の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備・充実を図ります。市が主体的に関わって整備する地域クラブの運営団体は、総合型地域スポーツクラブとし、原則、新たな地域クラブを創設することとします。

また、既に地域に存在する地域クラブやスポーツ少年団、新たに地域から生まれる地域クラブなどが実施主体になることが想定されます。

将来的には、多様な主体が運営団体となることを想定し、それぞれの団体が有するノウハウと強みを最大限に活用しながら、多様な地域クラブ活動が展開していくことを支援します。

2 地域クラブ活動認定制度

部活動の地域展開により創設される「地域クラブ」について、民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、国が示す地域クラブ活動の定義、要件、認定手続き等に基づき、本市で認定を行うための仕組みを構築します。

(1) 定義

スポーツ庁・文化庁が示した要件、認定定手続き等により、本市が定めた規定に基づいて、中学校の部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動を「認定地域クラブ活動」とします。

(2) 認定要件

ア 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

イ スポーツ庁・文化庁が定める「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に沿った適切な活動時間や休養日が設定されていること

ウ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

エ 適切な指導の実施体制が確保されていること

オ 適切な安全確保の体制が確保されていること

カ 適切な運営体制が確保されていること

キ 学校等との連携が適切に行われていること

(3) 認定手続き等

認定手続き等の詳細については、国が示す認定手続き等に基づき、本市で認定を行うための仕組みを構築します。

(4) 大洲市が認定する地域クラブの種目

ア 部活動移行型地域クラブ

地域展開前に中学校に存在した部活動のうち、次の競技・分野とします。

サッカー、軟式野球、バスケットボール、バレーボール、卓球、ソフトテニス、吹奏楽

イ 地域立ち上げ型地域クラブ

教育委員会が別に定めた種目とします。

3 指導者

(1) 指導者の資質向上

教育委員会は、生徒の発達段階やニーズに応えられるよう、指導者向けの研修会を実施するなど指導者の養成や資質向上に取り組み、練習が過度な負担とならないようにするとともに、生徒の安全の確保や暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等(性暴力等を含む)の不適切行為やいじめ行為を根絶するよう努めます。

(2) 指導者の確保・人材バンクの構築

教育委員会は、生徒にとってふさわしい地域スポーツ環境、文化芸術に親しむ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有し、生徒・保護者から信頼される指導者を確保します。

そのために、人材バンクの設置や、スポーツ団体、文化芸術団体、民間事業者、高校・大学等と連携した人材確保に取り組みます。

(3) 教職員の兼職兼業

教育委員会は、国が示す手引き等を参考として、地域クラブ活動での指導を希望する意欲ある教職員が円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規定や運用の改善を行います。

4 活動内容

地域クラブ活動の運営団体・実施主体では、特定の競技・分野に継続的に専念する活動だけではなく、地域の実情に応じ、生徒の自主性・自発的な活動を尊重しつつ、総合型地域スポーツクラブ等において、多様なスポーツ・文化芸術活動を体験する機会を創設します。

5 活動場所

(1) 活動場所の確保

地域クラブの活動場所は、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、コミュニティセンター、民間事業者等が有する施設、中学校や閉校施設を活用することとし、利用料の減免等の負担軽減や利用しやすい環境づくりを行います。

また、中学校の施設を利用する場合は、生徒の移動、用具の保管等の観点からも、学校教育に支障のない範囲で、地域クラブ活動において優先して活用できる利用のルールを作ります。

(2) 活動場所への移動手段

部活動移行型地域クラブの活動場所については、可能な限り、多くの生徒が集まりやすく、移動の負担が過度にならない場所を競技・分野ごとに検討します。

6 会費と保護者の負担軽減

部活動移行型地域クラブにおいては、国において示される受益者負担の水準を目安に、地域クラブ活動の維持・運営に必要な範囲で、安定的・継続的に運営できるような負担額で、可能な限り低廉の会費を設定します。また、設備、用具、楽器等を購入するための支援策の仕組みを検討します。

7 適切な保険への加入

地域クラブにおいて、けが及び事故等が発生した場合の責任の所在を明確化するとともに、生徒や指導者が十分な補償が受けられるように適切な保険への加入を徹底します。

8 学校との連携

生徒の在籍する中学校等と地域クラブにおいては、地域クラブの活動方針や指導方針、スケジュール等の共通理解を図るとともに、活動状況・実績等に関する必要な情報を共有し、学校を含めた地域全体で生徒の成長を支えます。また、その際には、兼職兼業により指導に携わる教職員の知見も活用することとします。

大洲市部活動改革ロードマップ

令和8年3月12日時点

